

## 神奈川県外の国公立高等学校等の事務担当者の方へ

神奈川県では、次のことを条件に高校生等奨学給付金を支給することとしており、保護者の方には、まず、学校へ申請書を提出し、学校長の確認を経て、神奈川県教育委員会に申請するよう御案内しております。

つきましては、申請書裏面に＜学校使用欄＞を設けておりますので、次の確認事項について御確認いただき、学校長印（公印）を押印の上、保護者の方へお渡しくださるよう、よろしくお願いいたします。

### ＜学校長に確認いただく内容（支給条件）＞

- 対象生徒が、当該学校に在学していること。
- 対象生徒が、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の支給を受ける資格を有する者（補助要件を満たす者）であること。
- 授業料以外に学校へ納付する納付金等（例えばPTA会費等）の未済がないこと。また、未済がある場合は、その金額（学校で確認した日現在）。

※ 上記の納付金等に未済がある場合は、保護者は学校長に「奨学給付金を未済のある納付金等に充てることについて了承し、事務手続きを委任する」旨の委任状を提出することとしていますので、受領及び保管をお願いします。

### ＜未済額がある場合の対応＞

申請に対して支給を決定した場合、神奈川県教育委員会財務課の担当職員より、未済額の入金先口座等について、照会させていただきます。

### ＜参考＞

神奈川県外の高等学校等に在学している生徒の保護者の住民税の所得割額の確認は課税証明書等で行います。（個人番号（マイナンバー）による所得割額の確認は行いません。）